

安平町都市計画マスタープラン(案)及び 安平町立地適正化計画(案)に関する意見募集について

安平町都市計画マスタープラン(案)及び安平町立地適正化計画(案)について、パブリックコメントを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

- 安平町都市計画マスタープラン(案)
- 安平町立地適正化計画(案)

2. 公表する資料

- ①安平町都市計画マスタープラン(案)及び安平町立地適正化計画(案)
- ②意見募集要領
- ③意見記入票

3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場(総合庁舎)建設課施設グループにおいて閲覧できます。
- ②町ホームページに掲載しています。
※ご覧になれない方は、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

- 意見記入票により提出してください。
意見記入票と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。
お電話での受付はいたしませんので、ご了承ください。
- ①持参・郵送：安平町役場(総合庁舎)建設課施設グループへ提出してください。
 - ②ファクシミリ：0145-22-3006へ送信してください。
 - ③電子メール：toshikeikaku@town.abira.lg.jpへ添付もしくはメール本文等により送信してください。

5. 意見募集期間

- 令和6年11月6日(水)～令和6年11月27日(水)
- ①持参の場合：月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分
 - ②郵送の場合：令和6年11月27日(水)消印まで有効
 - ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付(土日、祝日含む)

6. 意見対象者

- 安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。
- ①町内に居住又は通勤・通学している方
 - ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

- 意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。
- ①安平町役場(総合庁舎)建設課施設グループにおいて公表します。
 - ②町ホームページに掲載します。

8. その他

- ①意見記入票については、詳しく内容をお聞きする場合のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集対象案件と直接関係のないご意見等については、取り扱わない場合があります。

9. 問合せ先

- 〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 建設課施設グループ
電話：0145-22-2516 ファクシミリ：0145-22-3006
電子メール：toshikeikaku@town.abira.lg.jp